

マンション管理士への相談費用の一部を補助します！



この制度は、管理運営上の課題を抱える宇都宮市内の分譲マンション管理組合等を対象に、マンション管理士への相談費用の一部を助成するものです。

● マンション管理のこんな悩みに活用できます！

- ・ 管理規約を見直したい。
- ・ 修繕積立金ってどうやって決めるの？
- ・ 長期修繕計画ってどうやって作るの？
- ・ 大規模修繕工事や建替えはどうやって進めれば良いの？ etc...



● 補助の対象：宇都宮市内の分譲マンションの管理組合

● 補助額：マンション管理士への相談費用の1/2(上限は5千円)

ただし、1管理組合につき、3回/年度まで

● 補助金交付の流れ：

1 申請兼請求	・「補助金交付申請書兼請求書」(様式第1号)に、以下の必要書類を添えて、市にご提出ください(郵送又はメールでの提出も可)。 【必要書類】 ① マンション管理士の支援に要した費用の領収書の写し ② マンション管理士から管理組合等に提出された業務内容が記載されている報告書等の写し ・申請期間は、マンション管理士の支援を受けた年度内(4月1日から3月31日まで)です。
2 交付決定及び補助金の交付	・市の審査後、申請者あてに「補助金交付決定通知書」(様式第2号)を送付し、補助金を指定口座に振り込みます。

お申し込み・お問い合わせ先

〒320-8540
宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 都市整備部 住宅政策課
TEL:028-632-2552
E-mail: u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

「補助金交付申請書兼請求書」(様式第1号)は市ホームページに掲載しております。

- ☞「暮らし」
- ☞「住まい・まちづくり」
- ☞「住宅」
- ☞「マンションの管理」
- ☞「マンション管理士相談支援事業補助金」